

第5回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会資料

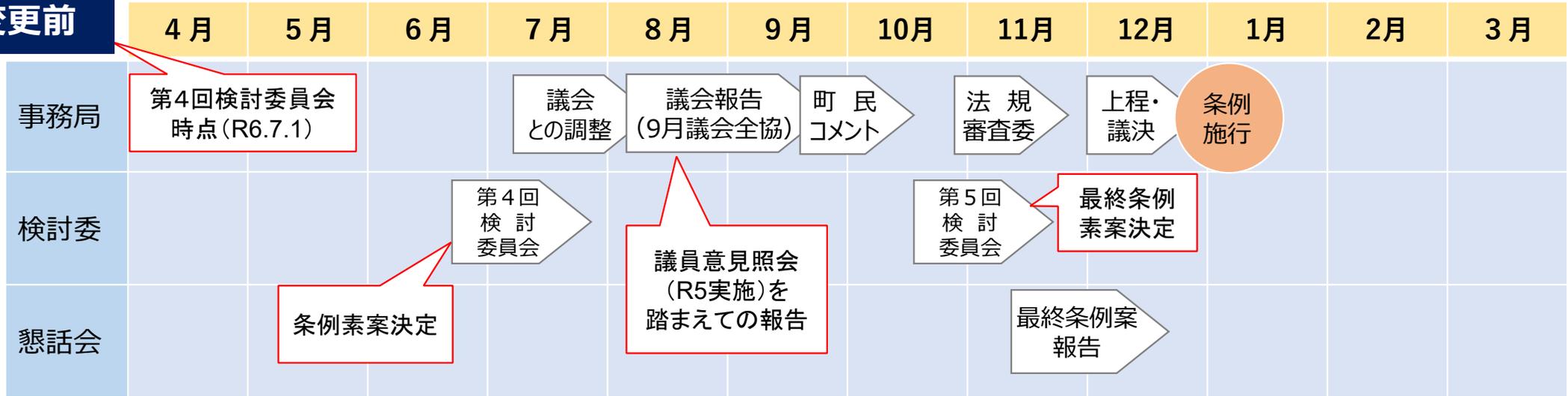
次 第	
1	開 会
2	委員長あいさつ
3	議 題 (1) 伊奈町まちづくり基本条例素案の検討について
4	そ の 他
5	閉 会

令和7年1月16日(木)
午後1時半から
伊奈町役場3階 全員協議会室



制定スケジュールの変更について

変更前



変更後



基本条例素案の修正について(1/3)

(1) 町民コメントによる見直し

- 条例案に関する町民コメントを下記のとおり実施したが、頂いたコメントによる素案の修正は、行わない(別添資料「町の考え方」のとおり)。

実施期間	令和6年12月2日(月)から 令和7年1月5日(日)まで ※35日間
意見提出者数	3名
意見件数	10件
意見提出方法の内訳	・電子申請 2件 ・直接持参 1件
意見内容	別添資料のとおり



基本条例素案の修正について(2/3)

(2) 事務局による見直し①

項目	見直しの理由・内容
前文	「町民の代表機関としての議会」であることを条例内で表現し、その存在を際立たせるため、「議会」の前に「町民の代表たる」という文言を追記するもの。
	次期総合振興計画におけるまちの将来像と表現を合わせること等による修正を行うもの。

2. 将来像

町民アンケートや各種ワークショップ、関係団体ヒアリング等であげられた意見では、防犯・防災対策や公共・民間施設の整備、伊奈町の魅力の発信、子育て支援や高齢者福祉の充実など、今後の伊奈町のまちづくりについて様々なご意見を頂きました。

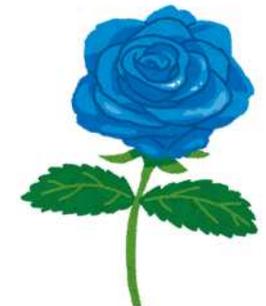
こうした伊奈町の現状や課題を踏まえつつ、子どもから高齢者まですべての町民が、このまちでぬくもりを感じることができ、ずっと安心して住み続けたいと思えるまちを目指すため、本計画の将来像を「これからも安心して住み続けられる ぬくもりのあるまちづくり」としました。

～将来像～

これからも安心して住み続けられる
ぬくもりのあるまちづくり

前文

修正前	修正後
<p>(中略)</p> <p>私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。</p> <p>私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、町民主体の開かれた温かいまちづくりを実現するため、この条例を定めます。</p>	<p>(中略)</p> <p>私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び町民の代表たる議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。</p> <p>私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、一人残さず幸福に暮らせる、町民主体の開かれたぬくもりのあるまちづくりを実現するため、この条例を定めます。</p>



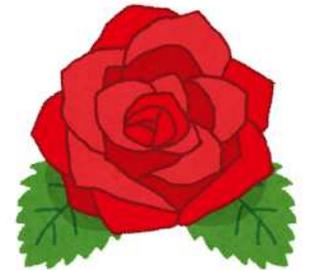
基本条例素案の修正について(3/3)

(2) 事務局による見直し②

項目	見直しの理由・内容
第11条	職員の責務について、昨今の社会情勢を踏まえて、規定の趣旨を損なわない範囲で表現の見直しを行うもの。

第11条 (職員の責務)

修正前	修正後
(職員の責務) 第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。 2 (略)	(職員の責務) 第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務上の 指示 に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。 2 (略)



(2) 事務局による見直し③

項目	見直しの理由・内容
附則	令和7年 1月1日 としていた本条例の施行日について、制定スケジュールの見直し（令和6年12月議会⇒令和7年3月議会での上程）を踏まえ、施行日を令和7年 4月1日 とするもの。

基本条例素案の町長への提案について

- 本日の会議結果をもって、検討委員会が作成した「町長へ提案する基本条例の素案」とさせていただきます（検討委員会の開催は、本日が最終回）。

伊奈町まちづくり基本条例検討委員会設置要綱（抄）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）基本条例の素案作成及び町長へ提案すること。

（任期）

第4条 委員の任期は、基本条例の素案を町長へ提案する日までとする。

【参考】今後のスケジュール

会議終了後速やかに	町長決裁（条例案確定）
2月 3日（月）	法規審査委員会
2月13日（木）まで	議案作成
2月26日（水）	【予定】全員協議会（町民コメント結果等報告） 【予定】3月議会初日（議案上程）
3月19日（水）	【予定】3月議会最終日（議決予定）
4月 1日（火）	条例施行（予定）

